

# 「子ども・子育てビジョン」

**基本理念の転換**  
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

**バランスのとれた  
総合的な子育て支援**

《子育て家庭等への支援》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算



《保育サービス等の基盤整備》

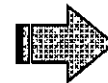
- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

**待機児童の解消等  
に向けた明確な数値目標**  
(5年後の姿)

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

[現状] 3歳未満児の **4人に1人**(24%)



[H26] 3歳未満児の **3人に1人**(35%)

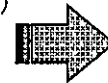
3歳未満児：75万人  
全体：215万人

※年5万人の増

3歳未満児：102万人  
全体：241万人

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)

[現状] **5人に1人**(81万人)



[H26] **3人に1人**(111万人)

**「企業の取組」を促進**

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

**「地域の子育て力」を重視**

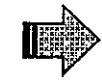
○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

**「男性の育児参加」を重視**

○男性の育児休業取得を促進

[現状] 男性育児休業取得率 **1.23%**



[H29] **10%** \*参考指標

○男性の育児参加を促進

[現状] 6歳未満の子どもをもつ  
男性の育児・家事時間 **1日 60分**



[H29] **1日 2時間30分** \*参考指標

# 「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う  
 <個人に過重な負担>



社会全体で子育てを支える  
 <個人の希望の実現>

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にすること
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切にすること

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と1,2の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
  - ・子ども手当の創設
  - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
  - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
  - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
  - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
  - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
  - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
  - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
  - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
  - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
  - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
  - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
  - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
  - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
  - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
  - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
  - ・地域子育て支援拠点の設置促進
  - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
  - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
  - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
  - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
  - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
  - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
  - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
  - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
  - ・テレワークの推進
  - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
  - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
  - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
  - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
  - ・入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

## 安心できる妊娠と出産

〔現状〕 (H26目標値)

- ONICU（新生児集中治療管理室）病床数（出生1万人当たり） 21.2床 ⇒ 25～30床
- 不妊専門相談センター 55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

## 地域の子育て力の向上

〔現状〕 (H26目標値)

- 地域子育て支援拠点事業 7100か所 ⇒ 10000か所  
(市町村単独分含む)
- ファミリー・サポート・センター事業 570市町村 ⇒ 950市町村
- 一時預かり事業（延べ日数） 348万日 ⇒ 3952万日
- 商店街の空き店舗の活用による子育て支援 49か所 ⇒ 100か所

## 潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消

〔現状〕 (H26目標値)

- 平日昼間の保育サービス（認可保育所等）  
(3歳未満児の保育サービス利用率) 215万人 (75万人 (24%)) ⇒ 241万人 (102万人 (35%))
- 延長等の保育サービス 79万人 ⇒ 96万人
- 病児・病後児保育（延べ日数） 31万日 ⇒ 200万日
- 認定こども園 358か所 ⇒ 2000か所以上 (H24)
- 放課後児童クラブ 81万人 ⇒ 111万人

## 男性の育児参加の促進

〔現状〕 (H26目標値)

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10% ⇒ 半減 (H29) \*参考指標
- 男性の育児休業取得率 1.23% ⇒ 10% (H29) \*参考指標
- 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1日当たり） 60分 ⇒ 2時間30分 (H29) \*参考指標

## 社会的養護の充実

〔現状〕 (H26目標値)

- 里親等委託率 10.4% ⇒ 16%
- 児童養護施設等における小規模グループケア 446か所 ⇒ 800か所

## 子育てしやすい働き方と企業の取組

〔現状〕 (H26目標値)

- 第1子出産前後の女性の継続就業率 38% ⇒ 55% (H29) \*参考指標
- 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 652企業 ⇒ 2000企業

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)の数値目標(児童虐待・社会的養護関係)

項 目		現 状	目標(平成26年度)	
社会的養護の充実	里親の拡充	里親等委託率	10.4%	16%
		専門里親登録者数	495世帯	800世帯
		養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯(H21.10)	8,000世帯
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		—	140か所
	児童養護施設		567か所	610か所
	小規模グループケア		446か所	800か所
	地域小規模児童養護施設		171か所	300か所
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)		54か所	160か所
	ショートステイ事業		613か所	870か所
	児童家庭支援センター		71か所	120か所
	情緒障害児短期治療施設		32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員(※)を配置している市町村の割合		58.3%(H21.4)	80%(市はすべて配置)	
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善		35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市 ・児童相談所設置市	
乳児家庭全戸訪問事業		1,512市町村(H21.7)	全市町村	
養育支援訪問事業		996市町村(H21.7)	全市町村での実施を目指す	

(※)専門職員とは、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員〔児童福祉法施行規則第25条の28第2項〕

## 基本的考え方

### 子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来の力。

子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、自然な願いであり、喜び。

すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。

子育ての充実感が得られるなど「親としての成長」も支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合いの大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現

○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.13%、仏：3.00%、英：3.27%、スイス：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化

○子ども・子育て会議（仮称）の設置

○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

# 子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

## ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援  
(子ども手当、地域子育て支援など)
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
  - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
  - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

## ■新たな一元的システムの構築

### ○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討

